

## 鹿 児 島 県 公 報

平成30年12月18日（火）第3478号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 生産事業者の登録 (森林経営課取扱い) 1
- 保安林の指定の解除予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者の指定の取消し (障害福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 (障害福祉課取扱い) 2
- 家畜伝染病の発生 (畜産課取扱い) 2
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課取扱い) 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課取扱い) 3
- 土砂災害警戒区域の指定（2件） (砂防課取扱い) 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定（2件） (砂防課取扱い) 4
- 道路の位置指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 7

## 公 告

- 鹿児島県情報公開条例の運用状況の公表 (学事法制課取扱い) 7
- 鹿児島県個人情報保護条例の運用状況の公表 (学事法制課取扱い) 9
- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告 (商工政策課取扱い) 11
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 11

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 直接請求の連署に必要な有権者の数（※） (選挙管理委員会取扱い) 11

## 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 12

## 告 示

## 鹿児島県告示第1114号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者として登録した。

平成30年12月18日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	生産事業者の名称及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
第10062号	有限会社橋口木材加工センター 熊毛郡屋久島町安房2353番地285	種穂の採取 幼苗の育成	有限会社橋口木材加工センター 熊毛郡屋久島町安房2353番地285

## 鹿児島県告示第1115号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定

を解除する予定である。

平成30年12月18日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除予定保安林の所在場所  
肝属郡南大隅町佐多馬籠字枇榔ヶ谷533番9，字奈木河原ノ谷579番9から579番12まで，  
字孝行石582番9
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

### 鹿児島県告示第1116号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定により，次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消した。

平成30年12月18日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定障害福祉サービス事業者			取消年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労継続支援A型事業所夢	始良郡湧水町米永1961番地1	株式会社夢の里	日置市伊集院町郡二丁目29番地1	山口 誠三	平成30年11月27日	就労継続支援A型
いさの杜	伊佐市大口堂崎527番地2	株式会社夢の杜	薩摩郡さつま町船木4029番地1	下境田佳奈	平成30年11月27日	就労継続支援A型

### 鹿児島県告示第1117号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により，指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成30年12月18日

鹿児島県知事 三反園訓

薬局		辞退年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
ギンザ薬局	西之表市西町7087番地2	平成30年11月30日	育成医療・更生医療

### 鹿児島県告示第1118号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により，次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成30年12月18日

鹿児島県知事 三反園訓

家畜伝染病の種類 ヨーネ病（牛）

家畜の種類 牛

患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所	発生年月日
患畜	9	南九州市	平成30年12月5日
患畜	1	南九州市	平成30年12月7日

### 鹿児島県告示第1119号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお，土砂災害警戒区域の表示については，次の図のとおりとする。

平成30年12月18日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	徳之島町	急・美代願山1及び急・ノサギ原1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁徳之島事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第1120号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部の指定を解除する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成30年12月18日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	徳之島町	急・美代願山1及び急・ノサギ原1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁徳之島事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第1121号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成30年12月18日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	徳之島町	急・大田水東1，急・下田1，急・前里久1，急・前里久2，急・端河田袋1，急・揚田1，急・叶増1，急・内兼久1，急・池兼久前平1，急・反川1，急・横筋1，急・ウツ田1，急・中里1，急・南川1，急・幸花1，急・案川3，急・保証俣2，急・大名当1，急・満久里1，急・大名当2，急・新里1，急・大名当3，急・満久里2，急・蔵越1，急・能周2，急・蔵越2，急・目田原1，急・白真1，急・白真2，急・卸口1，急・卸口2，急・戸藏1，急・名ン竿1，急・宮城1，急・後里久1，急・大名当4，急・当田1，急・大木場1，急・福前田1，急・宝島前平1，急・前座1，急・福前田2，急・前田袋1，急・崎田1，急・米川タキ1，急・目亀1，急・和瀬川1，急・スイノヒラ1，急・カセトマリ1，急・小郷1，急・阿部畑1，急・兼久晴1，急・兼久晴2，急・上里1，急・下袋地1，急・屋萬田1，急・新田1，急・美代願山1，急・上霜原3，急・幸花2，急・兼久田1，急・小郷2，急・里1，急・新座1，急・内ノ当り1，急・数濱1，急・衛牛1，急・坪久1，急・新村1，急・ノサギ原1，急

		・鍛冶屋亦1，急・城田1，急・アダ田1及び急・川田3
	天城町	急・古ゲン1，急・東田1，急・親畑1，急・平土野真瀬名1，急・平土野真瀬名2，急・真瀬名3，急・真瀬名4，急・後竿1，急・国当1，急・後竿2，急・松名後1，急・盛石1，急・秋利神1，急・加良雲1，急・千間1，急・石原2，急・石原3，急・真瀬名5，急・兼久3，急・登賀2，急・松名後2，急・カスキント1，急・中組4，急・下前又1，急・名須1，急・平土野原1，急・横道1，急・上竿原1，急・鳥組1，急・長仁田3，急・マガ井田1，急・秋利神2，急・上畑1，急・石吉留1，急・秋利神3，急・沼田1，急・沼田2，急・花徳道1，急・花徳道2，急・花徳道3，急・石吉留2及び急・平土野原2
	伊仙町	急・タンコウ1，急・竿畑1，急・東兼久1，急・西兼久1，急・乗切1，急・鹿原1，急・山原1，急・トシ1，急・下田1，急・山野事1，急・山野事2，急・ナタトウ1，急・竹竿1，急・川嶺1，急・平1，急・ガラ竿1，急・上里1，急・名原1，急・カソクチ1，急・船藏1，急・上當1，急・白井田1，急・前当り1，急・大苗所1，急・犬迫1，急・乗切2，急・山野事3，急・上晴1，急・西晴1及び急・上里川1
土石流	徳之島町	土・花時名河1，土・反川1，土・反川2，土・能周1，土・城田1，土・城田2，土・池兼久1，土・渡地1，土・下田1，土・下田2，土・東福前田1，土・兼久田1，土・岸下野1，土・岸下野2，土・寺舗1，土・崎田1，土・又石名1，土・大濱1及び土・大濱2
	天城町	土・兼久千間1，土・竹根1，土・目名田山1，土・目名田山2，土・東又1，土・大津川千間1，土・ヨナマ1，土・ヨナマ2，土・奈良田1及び土・奈良田2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁徳之島事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1122号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成30年12月18日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	徳之島町	急・大田水東1，急・下田1，急・前里久1，急・前里久2，急・端河田袋1，急・揚田1，急・叶増1，急・内兼久1，急・池兼久前平1，急・反川1，急・横筋1，急・ウツ田1，急・中里1，急・南川1，急・幸花1，急・案川3，急・保証俣2，急・大名当1，急・満久里1，急・大名当2，急・新里1，急・大名当3，急・満久里2，急・蔵越1，急・能周2，急・蔵越2，急・目田原1，急・白真1，急・白真2，急・卸口1，急・卸口2，急・戸藏1，急・名ン竿1，急・宮城1，急・後里久1，急・大名

		当4, 急・当田1, 急・大木場1, 急・福前田1, 急・宝島前平1, 急・前座1, 急・福前田2, 急・前田袋1, 急・崎田1, 急・米川タキ1, 急・目亀1, 急・和瀬川1, 急・スイノヒラ1, 急・カセトマリ1, 急・小郷1, 急・阿部畑1, 急・兼久晴1, 急・兼久晴2, 急・上里1, 急・下袋地1, 急・屋萬田1, 急・新田1, 急・美代願山1, 急・上霜原3, 急・幸花2, 急・兼久田1, 急・小郷2, 急・里1, 急・新座1, 急・内ノ当り1, 急・数濱1, 急・衛牛1, 急・坪久1, 急・新村1, 急・ノサギ原1, 急・鍛冶屋亦1, 急・城田1, 急・アダ田1及び急・川田3
	天城町	急・古ゲン1, 急・東田1, 急・親畑1, 急・平土野真瀬名1, 急・平土野真瀬名2, 急・真瀬名3, 急・真瀬名4, 急・後竿1, 急・国当1, 急・後竿2, 急・松名後1, 急・盛石1, 急・秋利神1, 急・加良雲1, 急・千間1, 急・石原2, 急・石原3, 急・兼久3, 急・登賀2, 急・松名後2, 急・カスキント1, 急・中組4, 急・下前又1, 急・名須1, 急・平土野原1, 急・横道1, 急・上竿原1, 急・鳥組1, 急・長仁田3, 急・マガ井田1, 急・秋利神2, 急・上畑1, 急・石吉留1, 急・秋利神3, 急・沼田1, 急・沼田2, 急・花徳道1, 急・花徳道2, 急・花徳道3, 急・石吉留2及び急・平土野原2
	伊仙町	急・タンコウ1, 急・竿畑1, 急・東兼久1, 急・西兼久1, 急・乗切1, 急・鹿原1, 急・山原1, 急・トシ1, 急・下田1, 急・山野事1, 急・山野事2, 急・ナタトウ1, 急・竹竿1, 急・川嶺1, 急・平1, 急・ガラ竿1, 急・上里1, 急・名原1, 急・カソクチ1, 急・船藏1, 急・上當1, 急・白井田1, 急・前当り1, 急・大苗所1, 急・犬迫1, 急・乗切2, 急・山野事3, 急・上晴1, 急・西晴1及び急・上里川1
土石流	徳之島町	土・能周1, 土・下田2, 土・岸下野1, 土・崎田1, 土・又石名1, 土・大濱1及び土・大濱2
	天城町	土・兼久千間1, 土・竹根1, 土・目名田山1, 土・目名田山2, 土・東又1, 土・大津川千間1, 土・ヨナマ1及び土・ヨナマ2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁徳之島事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1123号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成30年12月18日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	枕崎市	急・下松1, 急・駒水1, 急・駒水2, 急・中央1, 急・中央2, 急・中央3, 急・中央4, 急・別府1, 急・国見1, 急・国見2, 急・国見3, 急・国見4, 急・別府東1, 急・別府東2, 急・真茅2, 急・真茅3, 急・大塚中1,

		急・大塚中2，急・大塚南1，急・塩屋北1，急・火之神岬1，急・白沢西1，急・白沢東1，急・茅野1，急・茅野2，急・茅野3，急・下松2，急・下松3，急・駒水3，急・駒水4，急・真茅4，急・真茅5，急・国見5，急・別府東3，急・中央5，急・中央6，急・中央7，急・松之尾1，急・高見1，急・千代田1，急・千代田2，急・桜木1，急・緑町2，急・緑町3，急・明和1，急・明和2，急・明和3，急・明和4，急・宮田1，急・若葉町2，急・山手町3，急・栄中1，急・美原1，急・美原2，急・美原3，急・木原1，急・荒平1，急・荒平2，急・岩戸1，急・岩戸2，急・岩戸3及び急・荒平3
	指宿市	急・水流畑1，急・日松1，急・岩下1，急・崩田1，急・今田平3，急・大園1，急・間中田1，急・鬼割目1，急・高田上1，急・景気鼻1，急・小園1，急・松葉1，急・磯ノ上1，急・長崎1，急・三休庵1，急・三休庵2，急・城1，急・仮屋1，急・開平1，急・古川1，急・後原1，急・久保2，急・長崎2，急・中川田1，急・古川2，急・神迫後1，急・仮屋2及び急・足洗山1
土石流	枕崎市	土・茅野川1，土・下山第1谷川1，土・下山第2谷川1，土・駒ヶ水川1及び土・牧園の小川1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び南薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1124号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成30年12月18日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	枕崎市	急・下松1，急・駒水1，急・駒水2，急・中央1，急・中央2，急・中央3，急・中央4，急・別府1，急・国見1，急・国見2，急・国見3，急・国見4，急・別府東1，急・別府東2，急・真茅2，急・真茅3，急・大塚中1，急・大塚中2，急・大塚南1，急・塩屋北1，急・火之神岬1，急・白沢西1，急・白沢東1，急・茅野1，急・茅野2，急・茅野3，急・下松2，急・下松3，急・駒水3，急・駒水4，急・真茅4，急・真茅5，急・国見5，急・別府東3，急・中央5，急・中央6，急・中央7，急・松之尾1，急・高見1，急・千代田2，急・桜木1，急・緑町2，急・緑町3，急・明和1，急・明和2，急・明和3，急・明和4，急・宮田1，急・若葉町2，急・山手町3，急・美原1，急・美原2，急・美原3，急・木原1，急・荒平1，急・岩戸1，急・岩戸2，急・岩戸3及び急・荒平3
	指宿市	急・水流畑1，急・日松1，急・岩下1，急・崩田1，急・今田平3，急・大園1，急・間中田1，急・鬼割目1，

		急・高田上1, 急・景気鼻1, 急・小園1, 急・松葉1, 急・磯ノ上1, 急・長崎1, 急・三休庵1, 急・三休庵2, 急・城1, 急・仮屋1, 急・開平1, 急・古川1, 急・後原1, 急・久保2, 急・長崎2, 急・中川田1, 急・古川2, 急・神迫後1, 急・仮屋2及び急・足洗山1
土石流	枕崎市	土・茅野川1, 土・下山第1谷川1, 土・下山第2谷川1及び土・牧園の小川1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び南薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

### 始良・伊佐地域振興局告示第26号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成30年12月18日

始良・伊佐地域振興局長 下村一彦

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成30年 11月26日	霧島市国分中央三丁目3番3号 株式会社国分ハウジング 代表取締役 久保範和	始良市東餅田字七反田 2665番9及び字北牟田原, 七反田4550番1の一部	32.46	6.01

## 公 告

### 鹿児島県情報公開条例の運用状況の公表

鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号）第29条の規定により、平成29年度の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成30年12月18日

鹿児島県知事 三反園訓

- 公文書の開示の請求件数  
1,063件
- 公文書の開示、一部開示及び不開示の決定件数

区 分	件 数
開示	473
一部開示	389
不開示	62
その他	139
計	1,063

注 その他は、請求の取下げである。

- 開示請求者の区分

区 分	件 数
県内	688
県外	375
計	1,063

- 開示請求の実施機関別処理状況

区 分	請 求 件 数	左 の 処 理 状 況			
		開 示	一 部 開 示	不 開 示	そ の 他

知事	958	441	345	55	117
総務部	100	3	83	4	10
企画部	4	1	2	1	0
PR・観光戦略部	7	4	0	1	2
環境林務部	82	20	28	4	30
保健福祉部	201	163	25	3	10
商工労働水産部	39	33	4	0	2
農政部	13	3	5	2	3
土木部	94	66	10	1	17
危機管理局	11	2	8	0	1
国体・全国障害者スポーツ 大会局	0	0	0	0	0
出納局	4	0	4	0	0
鹿児島地域振興局	49	25	20	3	1
南薩地域振興局	44	14	23	3	4
北薩地域振興局	55	22	22	0	11
始良・伊佐地域振興局	50	19	17	5	9
大隅地域振興局	95	31	33	24	7
熊毛支庁	28	4	23	0	1
大島支庁	79	29	37	4	9
工業用水道部	3	2	1	0	0
議会	5	0	2	0	3
教育委員会	40	21	12	1	6
選挙管理委員会	15	6	8	0	1
人事委員会	3	0	2	0	1
監査委員	1	0	0	0	1
公安委員会	0	0	0	0	0
警察本部長	28	4	17	3	4
労働委員会	1	0	0	0	1
収用委員会	1	0	0	1	0
海区漁業調整委員会	2	0	0	0	2
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0
県立病院事業管理者	6	1	2	2	1
鹿児島県住宅供給公社	1	0	0	0	1
鹿児島県道路公社	2	0	1	0	1
計	1,063	473	389	62	139

## 5 審査請求の件数及びその処理状況

6件（処理中6件）

## 6 県政情報センターの利用状況等

## (1) 展示資料の内容及び資料数

区 分	内 容	資料数
郷土資料	県史，市町村史，その他の史料	759
県の資料	計画書，統計書，調査書，試験・研究資料，事務事業概要書，議案書，議会会議録等	34,273
県内市町村の資料	広報誌，市町村勢要覧，計画書等	5,143
国・関係機関等資料	国勢調査，各種統計書，白書，研究書，調査報告書等	11,845
他都道府県の資料	都道府県史，統計年鑑，計画書等	3,115
研究機関等の資料	調査報告書，研究書等	1,305
一般資料	法規・辞典・年鑑類，地方自治，経済，産業一般，	2,553



	職員研修図書等	
鹿児島の一般資料	地域政策，資源・エネルギー，都市計画，過疎，経済，情報・通信等	1,458
	計	60,451

## (2) 利用状況

区 分	人 数 ・ 冊 数
利用者数	6,813人
貸出者数	236人
貸出冊数	406冊

## 鹿児島県個人情報保護条例の運用状況の公表

鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第45条の規定により，平成29年度の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成30年12月18日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 個人情報取扱事務の登録件数

実 施 機 関	事務登録 総 数	事 務 区 分 及 び 件 数			
		全庁共通 事 務	出先機関 共通事務	所属固有事務	
				本 庁	出先機関
知事	1,229	46	275	812	96
総務部	206	24	27	127	28
企画部	38	1	0	37	0
PR・観光戦略部	23	5	1	17	0
環境林務部	109	2	12	83	12
保健福祉部	346	4	98	225	19
商工労働水産部	131	3	21	97	10
農政部	154	1	47	96	10
土木部	180	4	68	108	0
危機管理局	13	0	1	12	0
国体・全国障害者スポーツ大会局	1	0	0	1	0
出納局	11	2	0	9	0
鹿児島地域振興局	3	0	0	0	3
南薩地域振興局	0	0	0	0	0
北薩地域振興局	1	0	0	0	1
始良・伊佐地域振興局	1	0	0	0	1
大隅地域振興局	0	0	0	0	0
熊毛支庁	0	0	0	0	0
大島支庁	12	0	0	0	12
工業用水道部	0	0	0	0	0
議会	6	1	0	5	0
教育委員会	126	14	43	66	3
選挙管理委員会	18	0	0	18	0
人事委員会	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
公安委員会	5	5	0	0	0
警察本部長	147	16	58	73	0
労働委員会	3	0	0	3	0
収用委員会	3	0	0	3	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0

内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0
県立病院事業管理者	14	0	9	1	4
計	1,551	82	385	981	103

注1 「全庁共通事務」とは、本庁の課（室）と出先機関において共通の内容で実施している個人情報取扱事務（現に全ての所属においては実施していないが、特定又は複数の部局において実施しているものを含む。）をいう。

2 「出先機関共通事務」とは、出先機関において実施している個人情報取扱事務であって、複数の出先機関において共通の内容で実施しているものをいう。

3 「所属固有事務」とは、全庁共通事務又は出先機関共通事務のいずれにも該当しない個人情報取扱事務であって、本庁の1課（室）又は1出先機関のみにおいて実施しているものをいう。

2 保有個人情報の開示，訂正及び利用停止の請求件数並びにこれらに対する対応状況

(1) 保有個人情報の開示請求の状況

ア 請求件数

129件

イ 開示，一部開示及び不開示の決定件数

区 分	件 数
開示	10
一部開示	97
不開示	20
その他	2
計	129

注 その他は，請求の取下げである。

ウ 実施機関別処理状況

区 分	請 求 件 数	左 の 処 理 状 況			
		開 示	一部開示	不開示	その他
知事	17	6	5	4	2
総務部	1	1	0	0	0
保健福祉部	5	3	2	0	0
農政部	1	1	0	0	0
土木部	2	0	1	0	1
南薩地域振興局	1	0	0	0	1
始良・伊佐地域振興局	1	1	0	0	0
大隅地域振興局	6	0	2	4	0
教育委員会	3	2	1	0	0
人事委員会	1	1	0	0	0
公安委員会	1	0	1	0	0
警察本部長	106	1	89	16	0
県立病院事業管理者	1	0	1	0	0
計	129	10	97	20	2

注 請求がなされた実施機関についてのみの記載である。

(2) 保有個人情報の訂正請求の状況

0件

(3) 保有個人情報の利用停止請求の状況

0件

3 開示請求等の特例に係る開示申出の件数

5,394件

4 審査請求の件数及びその処理状況

0件

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成30年12月18日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成30年12月18日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成30年12月18日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
だいわ中郷店  
薩摩川内市原田町199
- 2 変更事項  
大規模小売店舗の名称  
(1) 変更前 ラークス川内店  
(2) 変更後 だいわ中郷店
- 3 変更年月日  
平成30年10月1日
- 4 届出年月日  
平成30年12月6日

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年12月18日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
出水市大野原町90番，91番，92番1，93番2及び94番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
鹿児島市西千石町1番28号  
鹿児島トヨタ自動車株式会社  
代表取締役 市坪文夫

**選挙管理委員会告示**

鹿児島県選挙管理委員会告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、平成30年9月18日鹿児島県選挙管理委員会告示第19号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

平成30年12月18日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

左 欄	右 欄
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金，使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	27,376

地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	271,100
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	鹿児島市・鹿児島郡区 150,204
	鹿屋市・垂水市区 32,476
	枕崎市区 6,100
	阿久根市・出水郡区 8,867
	出水市区 14,715
	指宿市区 11,630
	西之表市・熊毛郡区 11,731
	薩摩川内市区 26,371
	日置市区 13,578
	曾於市区 10,423
	霧島市・始良郡区 37,059
	いちき串木野市区 7,971
	南さつま市区 9,761
	志布志市・曾於郡区 12,468
	奄美市区 13,628
	南九州市区 10,108
伊佐市区 7,517	
始良市区 21,202	
薩摩郡区 6,093	
肝属郡区 10,652	
大島郡区 16,850	
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	271,100
地方自治法第86条第1項に基づく副知事，選挙管理委員，監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	

## 公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第121号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成30年12月18日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	Pリング 呪縛RUSH FEX 設定付	株式会社藤商事	8P0927
ぱちんこ遊技機	PフィーバーアクエリオンW Z	株式会社三共	8P0929
ぱちんこ遊技機	Pドラムゴルゴ13s Y	株式会社三共	8P0198